

平成28年第6回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成28年12月15日（木曜日）

○議事日程

平成28年12月15日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
15 番	吉 村 弘 之 君	16 番	上 田 和 夫 君
17 番	行 重 延 昭 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	安 村 政 治 君	20 番	高 砂 朋 子 君
21 番	山 根 祐 二 君	22 番	三 原 昭 治 君
23 番	清 水 力 志 君	24 番	今 津 誠 一 君
25 番	松 村 学 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	藤 津 典 久 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	岸 本 敏 夫 君
健 康 福 祉 部 長	林 慎 一 君	産 業 振 興 部 長	神 田 博 昭 君
土 木 都 市 建 設 部 長	友 廣 和 幸 君	入 札 検 査 室 長	内 田 和 男 君
会 計 管 理 者	山 内 博 則 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 司 透 君
監 査 委 員 事 務 局 長	平 井 信 也 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	賀 谷 一 郎 君
消 防 長	三 宅 雅 裕 君	教 育 部 長	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前 10 時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。12番、久保議員、13番、河村議員、御兩名にお願いします。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、21番、山根議員。

〔21番 山根 祐二君 登壇〕

○21番（山根 祐二君） おはようございます。「公明党」の山根祐二でございます。通告の順に従って質問をさせていただきます。

最初に、期日前投票について質問いたします。

平成28年11月13日、防府市議会議員選挙が行われました。有権者数9万8,722人、投票者数5万154人、投票率は50.8%でした。4年前の市議会議員選挙は、有権者9万5,606人、投票者数は5万503人、投票率は52.82%でありま

した。今回の市議会議員選挙は、前回の市議会議員選挙に比べて、2016年夏の参議院議員選挙以降18歳と19歳が新たに有権者となったためでありましょうか、有権者数は3,116人増えております。

しかし、逆に投票者数は149人減、投票率は2.02%減となっています。仮に前回と同じ投票率であれば、投票者数は5万2,144人となり、前回選挙に比べ1,641人増えていたこととなります。

投票に行かない理由に、仕事やレジャーで忙しい、面倒だ、投票所が遠い、関心がないなど、さまざまあります。私はこれまで期日前投票所の増設などを訴えてまいりましたが、期日前投票システム導入等に多額の費用がかかるとの理由で改善されないまま、平成15年に期日前投票制度が施行されて以来、防府市役所本庁1カ所のみであります。

国におきましては、選挙権年齢の引き下げや期日前投票時間の拡大、共通投票所設置など可能となるよう、法律の改正を行っております。地方公共団体におきましても、市民が快適に期日前投票できるよう、そして投票率向上のためになすべきことをしていくことが求められます。

さて、このたびの防府市の市議会議員選挙においても期日前投票が行われましたが、多くの方が期日前投票を行い、混雑もあったと聞いております。投票に来られた市民は快適に期日前投票ができたのか。そこで、お伺いいたします。

1、期日前投票の実施状況についてお伺いをいたします。次に、この混雑の問題点は何であったのか、お伺いをいたします。3番目、今後改善すべき事項はどのように取り組んでいくのか、についてそのお考えをお尋ねいたします。

以上、3点、よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1点目の平成28年11月13日執行の防府市議会議員選挙におきます期日前投票の実施状況につきましては、11月7日から12日までの6日間実施いたしまして、投票者数は7日が1,567人、8日が同じく1,567人、9日が1,881人、10日が2,091人、11日が2,451人、12日が3,159人で、合計で1万2,716人となりました。

投票者数は選挙ごとに増加しておりまして、12日の最終日につきましては、1日当たりの投票者数が過去最高になったところがございます。前回の市議会議員選挙では、合計1万958人で行ったので、1,758人の増加となっております。また、1日当

たりの最高では、前回最終日が2,987人でございましたので、172人の増加となっております。全投票者数に占める期日前投票を行った割合は25.35%まで上がっておりまして、投票された人の4人に1人が期日前投票を行ったということになっております。

次に、2点目の本市の期日前投票における問題点は何かにつきましては、現在、会場は市内で1カ所のみ、市役所4号館2階会議室を使用しておりまして、面積は約100平米でございます。投票時間につきましては、午前8時半から午後8時まで実施して対応しているところでございます。

別の会場といたしましても、市役所の配置、会議室等の関係で、1階での投票所の確保は困難であると考えております。また、広い会議室につきましては、市役所1号館3階の南北会議室がございますが、階段を利用しなければならないため、投票所としては不向きと考えておるところでございます。また、庁舎外での投票所を設置することにつきましては、事務局との連絡体制の確保が困難となります。

また、期日前投票所の受け付けは、最大6人体制で対応した結果、待ち時間につきましては、最長で10分程度ということで認識しております。当日の投票と比較して、宣誓書の記入等で1人当たりにかかる時間が長くなってしまふことが難点となっているところでございます。

今回のピーク時の対応につきましては、4号館2階の投票所までに案内する人員を増やし、到着から投票までの交通整理を重点的に行いました。

さらに、駐車場につきましては、月曜日から金曜日までは市役所の通常業務もございませぬので、専用の駐車場の確保が難しい状況でございます。土曜日につきましては、駐車場に案内の職員を配置いたしまして、駐車場整理を行って対応したところでございます。

最後に、3点目の今後改善すべき事項の取り組みはどうかにつきましては、当面の対応といたしまして、高齢者等に対する待合場所の検討を図りたい、これ1点目でございます。それと、入場券はがきの印刷を工夫いたしまして、宣誓書への事前の記入についての徹底を促したいということでございます。それと、特定の時間帯に集中しないように、事前に広報等を行っていききたいということでございます。それと、我々の勉強でございますが、県内他市の取り組みの状況を視察して、よその市の状況を確認したいということでございます。など、適切に対処していききたいと考えております。

また、最後になりましたが、期日前投票制度がこのように浸透し、今後も投票者数が増加すると考えられるため、次回の市議会議員選挙までに投票管理システムを導入いたしまして、受け付けでの対応時間の短縮を図ることも検討しておりますことを申し添えまして、御答弁といたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。細かく質問にお答えいただきました。数についても説明がございましたが、答弁にありましたように、期日前投票をされる方々の人数というのは、月曜日から土曜日までの間、徐々に増えております。1日目は最も少なくても1,567人であった。6日目は最も多くて3,159人であったと。この答弁にありましたように、4年前の平成24年の状況もやはり同じ状況であります。全投票者数は4年前より今回のほうが、先ほど述べましたように349人少ないのですけれども、逆に期日前投票数というのは1,758人と多くなっております。合計では1万2,716人ということになります。

非常に期日前投票というのが浸透してきまして、される方が毎回の選挙で増えてきております。4人に1人ということが先ほど言われましたけれども、25.35%の方が期日前投票をされたということになります。

ところで、期日前投票のこういった状況について、県内他市の調査をされたということがありますでしょうか。もしそれがありましたら、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 申しわけございませんが、今までは、はっきり申し上げて、そういうものをしてやらなかったところがございますので、これから勉強したいということで、システムの導入につきましては当然他市の状況も見させていただきたいということと、議員さんがおっしゃるのは、それまでの対応をいかにするかということでございますので、他市が期日前投票所で、どういう部屋でやっているか。大きな部屋でやっているのかとか。それとか、人のさばき方をどうしているのか。それとか、駐車場の確保はどうされているのか。そういう面もいろいろ勉強してまいりたいと思っております。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 了解をいたしました。

本年5月には、周南市で市議会議員選挙が行われております。で、お隣の周南市でございますけれども、有権者は11万9,117人、投票率は53.35%でありました。期日前投票人数は9,486人、全投票者数の14.92%、こういう数字が出ております。

防府市が、先ほど述べましたように、1万2,716人で、25.35%でありますので、周南市に比べれば、防府市の期日前投票人数とその割合がいかに多いかがわかれると思います。

ちなみに、周南市は期日前投票所が4カ所あります。防府市の4年後は、まだ新庁舎はできていませんので、投票率を上げるためには期日前投票所をふやすということも必要であると思います。

先ほど、投票管理システムを導入に向けて調査をするというふうに言われましたけども、この投票管理システムを導入するということは、複数の期日前投票所が設置できるということになるのでしょうか。そのことについてちょっと御説明をお願いします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 当然、電算システムということで、今まで台帳でやってきたものを電算でやるということで、対応はできると思いますけども、まず最初に1カ所で試験的にやって、それで間違いない、ちゃんとできるということを確認しまして、次の段階に移りたいということで、最初の選挙は導入するときは1カ所で、それで次、恐らく市議会議員のときには2カ所ぐらいになっているかもわかりませんが、そういうふうにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 投票管理システムを導入して、まずは1カ所からというお話でございました。次に行なわれる選挙と申しますと、衆議院選挙の可能性がありまして、市議会選挙と違って、期日前投票の日にはちょっと長くなりますけれども、やはり集中する日も出てくると思います。

で、次の4年後の市議会選挙までにも、ほかの選挙が想定されているわけですが、今言われたのは4年後の市議会選挙のときには2カ所になるかもしれないということをおっしゃったけれども、まず、次の選挙に間に合うかどうかわかりませんが、市議会選挙までに1度そのシステムを試してみることができれば、4年後は複数の期日前投票所も可能かなと、そういうふうにとりましても、それでよろしいでしょうか、ちょっと確認を。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） そうですね、当面3年後に参議院議員選挙がございますけども、その辺で最初やって、次に翌年の市議会議員選挙というふうに考えております。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 了解をいたしました。先ほど3番目の質問に対して、待合所をつくりたいと。あるいは、宣誓書の事前の記入の周知を図りたいというようなお話があ

りましたけれども、今回の市議会議員選挙の混雑を教訓といたしまして、ぜひとも改善していただきたいと。直近の改善策ということで先ほど述べられたのではないかと思いますけれども、こういったこともやはり次の、どの選挙になるかわかりませんが、次の選挙ではその改善策というのを実行していただきたい。

先ほど言われましたように、別の会場、これも質問しようと思ったんですけども、別の会場で1階に設置することは難しいと。広い会場の会議室はエレベーターがないと。また、事務局との連絡が非常に困難になると。これは棟外です。棟外というのは市役所以外でということではないかと思うんですけども、いずれにしても、そういった別の場所で期日前投票を行うということは非常に困難であるという答弁であったと思います。

今回の選挙におきましても、4号館2階までの案内を増やしたとか、最終日の混雑するときには、駐車場に整理役員を置いたというような御配慮もいただいたということであります。駐車場につきましても、やはり来られた方の意見を聞きますと、最後の話だろうと思うんですけども、駐車場もなく、もう待つてられないから帰ったわ、というようなお話も伺っております。そういうことがないように、投票率を上げるために、我々行政としてもしっかり努力をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。国もさまざまな施策をつくって、この投票率を上げようとしておりますので、できることはやっつけていかなければいけないと思います。

今回の答弁の中で、投票管理システムの導入に向けて進んでいくというお話がございましたので、これまで期日前投票について何回か質問しておりますけども、今回の御答弁は一步踏み込んだ御答弁をいただけたというふうに解釈をしております。市民のためになるようにいろんな策を講じていくというのがやっぱり必要だろうと思いますので、いろいろな費用はかかりますけれども、周りを見ながら、他市のことも検討しながらやっていただきたいなと思います。

この項については、以上で終わります。

次に、山頭火ふるさと館について質問をいたします。

現在、山頭火ふるさと館が建設中ではありますが、建築工事、展示工事は平成29年3月末完了となっております。そして、平成29年10月開館の予定です。

さて、当初より駐車場の確保が問題となっておりますが、山頭火ふるさと館検討協議会では、天満宮周辺観光客用駐車場候補地等が示されてきた経緯があります。また、建設地近隣にも現在空き地があり、平成29年10月開館まで、駐車場問題は避けて通れない課題であります。

現在でも、特に休日には多くの観光客が天満宮やまちの駅うめてらすに訪れ、駐車場不

足により混雑をしております。観光シーズンに多くの方が訪れることが予想されますが、山頭火ふるさと館につきましても最初が肝心であります。駐車場がなく、その適切な誘導もなければ、人は二度と来ないかもしれません。シャワー効果を狙う防府市の観光行政におきましては、その効果が持続することが大切だと考えます。1度山頭火ふるさと館を訪れた人が、リピーターとなって2度、3度と訪れていただくためにはどうしたらいいのか。今のうちにできる限りの準備をする必要があります。平成29年10月のふるさと館開館までに何とかしたいものであります。

今回、一般質問通告後に12月定例議会の議案が送付され、その予算書には、山頭火ふるさと館近隣土地購入のための不動産鑑定費用が計上されております。計画どおりに駐車場が確保できるのであれば、山頭火ふるさと館やうめてらすから近く、利便性が高いものとなります。期待ができるわけであります。ふるさと館建設が決まったときの懸案事項であった駐車場問題が解消されそうであります。

そこで、質問であります。1、山頭火ふるさと館建設の進捗状況についてお伺いをいたします。2番目、現在のうめてらす駐車場の利用状況はいかがででしょうか。山頭火ふるさと館開館後の混雑は当然予想されますが、その対応はどのように考えていらっしゃいますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、山頭火ふるさと館建設の進捗状況のお尋ねでございましたが、本年9月定例市議会で、平成29年3月まで工期を延長する工事請負契約の一部変更について議決をいただいた建築工事につきましては、現在、南側の鉄筋コンクリートづくりの建屋の外観が既にでき上がり、内装もほぼ完成したところでございます。北側の木造部分につきましては、柱や屋根といった基本的な構造物ができ上がっておりまして、平成28年度中の完成に向けて計画どおり進捗している状況でございます。

また、展示業務につきましても同時進行で進めておりまして、建築工事と同様、平成28年度中に完了する予定でございます。

その後、展示物や収蔵品の変質や劣化を防ぐための夏乾燥を経て、来年、平成29年10月の開館予定でございます。

次に、うめてらす駐車場の利用状況と山頭火ふるさと館開館後の混雑の対応についてのお尋ねでございましたが、現在、うめてらすの駐車場は、うめてらすの南側のオープンスペースに15台分、道路を挟んだ南側に18台分の計33台分を確保いたしており、これ

らの施設は、うめてらすの指定管理者であります防府市観光協会が管理運営を行っております。

うめてらす駐車場の利用状況につきましては、一帯は防府天満宮を中心として観光施設の集中していることもあり、平日にも利用頻度が高く、特に、土日祝日やイベント等が開催された場合には、駐車できない状態が続いております。

そのため、駐車場出入口に交通整理員を配備して、駐車スペースへの誘導を行うとともに、駐車場が満車になった場合には、防府天満宮専用駐車場や天神山公園大駐車場等への案内も行い、交通渋滞の解消に努めているところでございます。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、平成29年10月に山頭火ふるさと館を開館する予定でありまして、防府天満宮やその他の観光施設との相乗効果により、うめてらすの周辺の駐車場需要がさらに高まることが予測され、現在の駐車台数及び交通整理員の配置だけでは対応できないと推測いたしております。

そこで、うめてらすや山頭火ふるさと館の周辺の土地所有者と協議を重ねておりまして、観光客の駐車場を設置していく方向で、12月議会へ所要の経費を計上もいたしているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁、ありがとうございます。進捗状況につきましては、予定どおり平成28年度中には完成とのこととあります。特に問題もなく進んでいるようで、何よりでございます。

2番目の混雑に関しましては、今、うめてらす前の駐車場の台数、それから交通整理員を置いて混雑時には対応している。また、天神山公園に誘導するということもあるというお話がございました。

市長の答弁にございましたように、本年9月議会に工事請負契約の一部変更があり、現場の状況の見直しに伴って若干工期を延長しております。交通誘導員を常駐させる等の設計変更をしたために、そのために設計変更をして工期も若干延長したというところでございます。

駐車場用地を鑑定評価し、駐車場を整備していくということでございますけれども、現在の段階で、その駐車場の規模、台数はどのように想定をしているのでしょうか、その辺のところを教えてください。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 駐車台数の、現在までの一応予定でございますが、私

のほうから御報告したいと思います。

さきの市長答弁とも若干重なりますが、産業振興部と土木都市建設部が協力して、防府天満宮かいわいのまず駐車場、または天満宮の表参道の駐車場として整備する方向で、天満宮周辺かいわいの土地所有者の方と協議を重ねてまいりました。

そうした中、山頭火ふるさと館建設場所の北東側付近の土地なんですけど、私どもの予定としては、大型バス2台程度、普通車33台及び軽自動車15台程度が駐車できる土地の確保を目指して、今回の12月議会へ所要の経費を計上したところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） ありがとうございます。先ほど、現在のうめてらす前の状況を市長から御答弁がありまして、33台ということがございました。

で、今の御説明で、今度新たに確保できたならばということでございましょうが、バス2台、普通車33台、軽自動車が15台の台数を予定しているということでございました。

うめてらすは、うめてらす前というか、うめてらすの東側になりますけども、バスが2台とまっていたと思いますけれども、今度は、全体で考えますとバス4台となり、自動車は現在の33台プラス48台、計81台ということになるのですが、ちょっとそこを確認をお願いします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） まず、議員が御質問のバスのところですけど、これは天満宮さんの所有で、大型バスが2台で、マイクロバスが1台。ですから、計3台をとめる場所がございます。

そして、今、うめてらす駐車場については、オープンスペースのほうに15台、そして道を挟んだところが15台ですから、これが33台。そして、今、私どもが計画しているのが、このバスは、あくまでも団体客がいらっしゃいますから、天満宮の四つつじのところでおりにいただきまして、そして、バスの停車場という形で、今、2台を確保しようという、こういう計画を今、持っております。

そして、普通車はある程度計画では33台、そして軽自動車が15台という形にはなっております。

それとあわせて、これも山頭火のほうで、もう既に予算を認めていただきましたので、普通車は全部で5台ですね。障害者も合わせて5台は既に確保しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） ありがとうございます。そういった、今、御答弁されたような内容で整備が進みますと、混雑も解消されていくように感じております。

ふるさと館から東側に関しましては、現在、歩道が整備されております。しかしながら、西側方向には歩道がありませんが、飲食店もあり大変にぎわっているようでございます。また、将来的には兄部家の整備も考えられますので、周辺歩道整備も必要になってくるのではないかと思います。これは将来的にということでは構いませんけれども、そういった周辺歩道整備はどのようにしていくのか、その辺のところをお答えを願います。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

周辺整備ということの御質問ですが、うめてらす前歩道については、現在、石張りでございます。これは、うめてらす側と、歩道は両方ございますが、基本的にはそれを山頭火ふるさと館まで延伸すると、そういった整備を計画しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 現在ある石張りの歩道を山頭火まで延伸するという事は、山頭火ふるさと館から西側の計画はないということによろしいでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） ふるさと館から西側という御質問でございますね。

既に整備済みの区間がございますが、ふるさと館のすぐ前については、西側と同様な感じで整備を予定しております。

以上です。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） ありがとうございます。山頭火前じゃなくて、西側のことをちょっとお伺いしたんですけども、歩道をつけるというところまではいかないにしても、いろいろペイントするとか、路側帯を設けるとか、そういった整備というのは今後必要になると思いますので、そういったことも、これは完成した後、人の流れを見てということでもございましょうけれども、そういったことも頭に入れながら進めていただきたいなというふうに考えております。

山頭火ふるさと館が開館いたしますと、当初はある程度人も来ていただきまして、駐車場も整備できれば非常にいい結果が得られると思うんですけども、このリピーターづくりというのが今度は必要になってきますけれども、特別展示などもやられるというお考えのようでございますけれども、その特別展示の開催などの情報について、その情報発信と

いうのは、現時点でよろしいですけども、どういったふうにお考えでしょうか。例えば、市広報とか、ホームページとか、ツイッターとか、いろいろよそではやっているようにございますけれども、現時点でそういうお考えがあれば、ちょっと教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

企画展等の情報発信でございますけれども、これにつきましては、指定管理者のほうに管理運営を、また企画についても指定管理者のほうに任せますけれども、主にはホームページ等で情報発信していく形にはなろうと思います。

そして、市のホームページとそこのホームページをリンクさせまして、市のホームページを訪れた方が山頭火ふるさと館をクリックされるとそこへ飛ぶような形で、情報発信等を行っていきたいと考えております。

また、議員御案内の市広報、これについてもしっかり活用いたしまして、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 了解をいたしました。指定管理者にお任せするわけでございますが、市の見守っていくといいますか、特に最初は、そういう状況を、最初のにぎわいが続くように、いろいろ御努力もしていただきたいなというふうに考えております。

しっかり駐車場は整備されたにいたしましても、やはり混雑時というのは出てくると思います。先ほど、天神山公園の駐車場などに誘導するということがございました。現在でもそうしていらっしゃると思いますけども、この天神山公園に御案内して、行っていた場合に、それからおりて歩いてきていただくわけですけども、その辺の御案内はどういう御案内をしているか。どういう考えで、ちょっと離れたところなんですけど、そういう離れたところに誘導するか、誘導に従っていただくためにどういうことを考えていらっしゃるんですか。どういう考えで御案内をするかについてお考えがあれば、教えていただきたいんですけども。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） お答えいたします。

基本的には、まずは駐車場は参道のところに駐車していただきたいと、こういう気持ちで駐車場の入り口には——今、観光協会のほうにはお願いしておりますが、必ず、人を付けていただきたいということで、議員も御承知と思いますが、看板をぶら下げて、今はどんな状態ですと。で、満車になる。そのときに、どれぐらい待たれたら入れますよとい

うことは、一応御案内いたします。

それでもちょっと時間がないよという形であれば、先ほど言われたような天満宮専用駐車場ということは、天満宮の上のところに駐車してもらいますので、参拝後は、できればお土産とかは、うめてらすがございます、近隣の天満屋さんがございますが、そういう御案内はいたします。

で、今後整備する中で、同じ駐車場についても、やはり人が誘導したほうがスムーズにいきますので、この方式は継続したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 了解をいたしました。山頭火だけに限らず、この駐車場を整備した場合には、あのあたり一帯の観光客に対して利便性が増すといいですか、観光客誘致に貢献するということになると思いますので、この山頭火ふるさと館が開館したときから、そういったにぎわいの状況をいかに続けていくか。シャワー効果としていかに防府市の観光に役立てていくかというような観点からいろいろ考えていただき、御配慮いただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、21番、山根議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、15番、吉村議員。

〔15番 吉村 弘之君 登壇〕

○15番（吉村 弘之君） 会派「自由民主党」の吉村でございます。通告の順に従いまして、大きく2つ質問させていただきます。

1点目の障がい者就労支援についてでございます。

本市では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び障害者生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法——旧障害者自立支援法という法律だったんですけども、に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の障害者施策の基本的な方針及び、障害福祉サービス等の提供体制の確保のための施策を定めた第4期防府市障害福祉計画を平成27年度に制定いたしました。そして、平成21年度より防府市地域自立支援協議会が設置され、計画の策定や見直しが議論されてきたところです。その計画の中にも、就労支援、障害者の雇用、就労の促進が明記されていますが、障害者の方々にとって、就労支援は非常に大事な施策の一つであります。

そのような中でも、まず、市の公の施設の管理の分野における指定管理者制度の中で、

障害者を草刈りなどの単純労働分野などにおいて一定割合を雇用し、賃金についても工賃の水準を示すなどして、市みずから率先して行っていくことが大切、重要であると考えます。民間事業者をお願いするのであれば、市は範を示すのが当然であり、市が本気で取り組んでいる姿勢を見せるべきだと考えております。

そこで、お伺いしたいと思います。

1 点目、防府市における障がい者就労人口は何人いらっしゃるのでしょうか。

2 点目、障害者総合支援法に基づく実績はどのようになっていますでしょうか。

3 点目、山口県工賃向上計画における本市の役割はどのようになっているか。山口県においては、平成 27 年度に山口県工賃向上計画第 2 期ということで策定しております。この中で役割を教えてくださいたいと思います。

4 点目、防府市における事業所の取り組みはどのようになっているか。

5 点目、防府市における現在の支援策と今後の取り組みについてお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 15 番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

お尋ねの 1 点目、本市における障害者の就労人口についてでございますが、本市における障害者の人数は、障害者手帳をお持ちの方の人数になりますが、12 月 1 日現在 6,856 人となっております。そのうち、厚生労働省が示す 18 歳から 64 歳の雇用施策対象者である在宅者の方は 2,206 人となっております。

その方々の就労状況全てについては把握できていないところでございますが、わかっている範囲で状況を申し上げますと、平成 28 年 3 月末現在のハローワーク防府の障害者登録数は 1,056 人で、このうち実際の就労者の人数は 635 人となっており、この 635 人が一般的な企業や店舗などに勤める一般就労をしていらっしゃいます。

また、障害者総合支援法の規定により設置されている愛光園などの障害者就労支援事業所で、平成 27 年度、生産活動など就労に向けた訓練及び支援を受け、福祉的な就労をされている障害者の実数は 345 人となっております。

なお、本市といたしましても、障害者の方への就労支援は大変重要と認識しておりますので、今後、庁内関係各課や関係機関と連携を図りながら、就労を希望されている障害者の方の状況把握に努めまして、支援の方法等を検討してまいります。

お尋ねの 2 点目、障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスの利用実績についてでございますが、法が規定している就労系障害福祉サービスのうち、雇用型サービスの

就労継続支援A型及び非雇用型サービスの就労継続支援B型により、本市が支援をしております障害者の平成27年度利用者の人数を御報告いたしますと、就労継続支援A型の利用者の人数は42人、就労継続支援B型の利用者の人数は288人となっております。これは市内の事業所のみではなく、山口市などの市外の事業所利用者も含んだものでございます。

続きまして、お尋ねの3点目、山口県工賃向上計画における本市の役割についてでございますが、障害のある人が就労を通じて社会参加を図り、企業への就労や就労継続支援B型事業所等での工賃水準の向上を推進するため、山口県では山口県工賃向上計画を策定しておられまして、現在、当該計画は平成27年度から29年度までを対象とした第2期の計画となっております。

当該計画における県内の市町の役割として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する法律」、いわゆる障害者優先調達推進法の規定に基づき、障害者就労支援事業所などの受注機会の増大を図ることに努め、さらに、障害者就労施設等からの物品や役務の調達方針を策定し、調達を推進していくことが求められております。

本市においても、法の規定及び当該計画に基づき、物品や役務の調達推進方針を毎年定め、契約の公平性や競争性などに留意した上で、可能な限り受注機会の確保に努めているところでございます。ただし、工賃の水準まではお示しをしていないのが現状でございます。

お尋ねの4点目、本市における事業所の取り組みについてでございますが、現在、市内には障害者就労支援事業所は8事業所ありまして、それぞれの事業所で印刷や部品の製造・組み立て、野菜や花苗栽培などの農耕作業や販売、ハウスクリーニングなどの清掃や除草などの請け負い、喫茶営業などを行っておられます。

これらの事業所では、作業を通じ、就労や社会生活において必要となる技能やコミュニケーション能力などの訓練を行い、一般就労を目指す障害者に対しては、一般就労に移行するための職場実習などの支援も行っておられるところでございます。

最後に、本市における現在の支援策と今後の取り組みについてのお尋ねでございますが、本市では、地域の障害福祉に関するシステムづくりとして、障害当事者や民間有識者等から幅広い意見を反映させるため、防府市地域総合支援協議会を設置しておりまして、その協議会の中に、障害者の就労環境の向上を図るため、就労支援部会を設けております。

この就労支援部会では、企業などへの障害者就労に関する理解促進、啓発の取り組みの検討及び実施、障害者就労に関する課題などの解決に向けての取り組みなどを実施しております。

今後も引き続き、協議会などで就労支援関係機関などと連携して、企業などに対し、障害者就労への理解を促進するための取り組みを推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 15番、吉村議員。

○15番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。今お聞きしますと、防府市の障害者の人数は6,856人ということの中で、雇用施策対象者が2,206人ということで、その中で、ハローワーク等の募集の中で一般就労者数が635人ということで、大変やはり少ない数字じゃないかなと思っております。今の民間企業では、自動車産業を中心として、すごく人手不足ということが介護の現場にも実は響いておりまして、とても人手不足であるということが聞かれてるんですけども、障害者の分野については、それがまだ浸透しきってないというか、いろんな分野でそういうふうに人手不足と言われる中で、障害者の働ける場所が余り拡大していないという現状があります。やはり計画の策定とか、さっき言われました就労支援部会の方たちのさらなる努力が必要じゃないのかなと考えております。

というのが、今、そういう印刷とかいろんな、草刈りの分野についても賃金が上がっていかないと。どうしても障害者の方たちの単価が上がっていかないと現状がありまして、なのに、一般のアルバイトの方たちのもう時給単価は1,000円を超えるような状況で、どんどん格差が広がっているという状況になっております。これは、やはり市のさらなる取り組みが必要じゃないかなということと、先ほどありました物品調達についても、市のほうは、なるべくそういうことで物品は調達しているんですけども、工賃はまだ示されていないということです。山口県工賃向上計画にもあるように、一応目標の工賃というのが示されております。市のほうも、やはり物品を調達するのであれば、そういう工賃まで含めた仕様書を検討していけるように、先ほどの協議会の部会の方たちに図っていただいて、専門家の意見を聞いていただき、その山口県の計画どおりになるかどうかも含めて、十分な協議をしていただきたいと思います。

再質問なんですけども、これは提案になるんですけども、市の保養施設とか喫茶コーナーで、今後庁舎建設もあります。こういうふうな公の施設で、福祉的な就労の場を積極的に取り入れるように取り組んでいただけないかなと思っております。

ちなみに、愛媛県では、既に県庁内にNPO法人の委託を受けて、「ゆるり茶屋夢屋」というものがオープンしております。障害者雇用の一翼を担っている事例でもありますので、本市としてもこれらの取り組みを参考に、今後前向きに検討して取り組んではいかがでしょうか。

また、指定管理者などの制度を使って、施設管理運営などにできる限り障害者雇用枠を積極的に取り組んでいただけるよう、事業者に——この指定管理者のほうですね、に働きかけていただいたり、仕様書の中でそういう枠とか、工賃を設定できないかということその協議会のほうに図っていただいて、工賃が上がるような努力を、市みずからの分野でやっていただきたいと思います。既に取り組んでいれば、どのような点を考慮して取り組みをされているか教えてください。よろしくお願いします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

まず、市の施設での福祉的就労の場の設置についてでございますが、市の施設で、言われるような施設を設置する機会が今後ございましたら、障害者の就労の場の設置を検討事項に加えてまいりたいというふうに考えます。また、今後、市庁舎の——新庁舎ですね、これについても、検討事項の一つとしたいというふうに考えておるところでございます。

続いて、指定管理者制度での取り組みということになりますが、現在、物品等の調達推進方針では、外郭団体や指定管理者に対し、障害者優先調達推進法の趣旨について理解いただくよう周知に努めることと定めまして、関係各課に対して障害者就労施設等への物品や役務の発注をお願いしておるところですが、実際のところ、指定管理者等への働きかけまではなかなかいってないというのが現状のようでございます。

今後、指定管理者などへの働きかけにつきましても、他自治体の取り組みなども参考としながら、より効果的な取り組みを、工賃等も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 15番、吉村議員。

○15番（吉村 弘之君） 今のように、やはり民間に頼むのであれば、まず、自分の市の中の各部局、各課にやるのと同時に、指定管理者制度も広がってきてますので、契約条項を見直すとか、仕様書を見直す、頼むときの、発注するとか管理をするときの、いわゆる指針を明確に示していただけるように、協議会または部会の先生方をお願いして、市の大きな目標として取り組んでいただきたいと思います。

以上で、この項は終わりたいと思います。

次に、企業誘致についてでございます。

現在、法人市民税の伸びは、市税概要にあるように、平成23年度は約1.3億円だったものが、平成27年度は約2.1億円と約1.6倍も伸びており、企業業績が急激に回復していることがわかります。また、ことしの高校卒業予定者の就職も、近年になく好調であ

ると就職担当の先生が言うておられました。

このように、自動車産業を中心に、化学メーカーや運輸関係も好調であることから、次々に防府市内では倉庫が建設されております。工場や倉庫用地に関する問い合わせも多いというふうに、不動産業者の方からも聞いております。

現在、市内には防府テクノタウンのほか、工場や倉庫用地に適している大規模な土地は江泊と浜方にしかなく、今後の世界政治が流動化する中、国内回帰を考えているメーカーも少なくないと聞いています。特に、自動車産業はこれから新しい形の自動車を研究開発していく中、新工場の話がいつ出てくるかわかりません。そこで、現在、市の都市計画マスタープランの見直しが行われている中で、その中での工場用地の次なる候補地のピックアップが必要だと考えております。

そこで、質問をいたします。現在の工場用地取得補助金があります。これが、今、防府テクノタウンのほうでいろいろお話があると思います。これが急にすごくいっぱいになりまして、予算オーバーということが、なるんじゃないかなと危惧しておりまして、まあそんなことはないと思いますけども、そういう場合の予算確保の状況はどういうふうになっておるでしょうか。

2点目。今後の企業誘致をするための用地が必要であると考えますが、どのような展望を考えていらっしゃいますでしょうか。

3点目。都市計画マスタープラン見直しに、企業誘致のための項目がどのように盛り込まれる予定かお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、工場用地取得補助金の予算確保についてのお尋ねでございましたが、御承知のとおり、工場用地取得補助金は、本市における工場等の新設、増設または移転を奨励し、もって産業の振興と雇用の確保を図ることを目的とした「防府市工場等設置奨励条例」——この後は奨励条例と申し上げますが、に基づく企業への支援の一つでございます。

この制度の概要といたしましては、奨励条例に定める製造業、倉庫業などの対象業種の企業が設置される工場等について、対象地域、投下固定資産総額、雇用人数、面積等の要件を満たした場合に、企業が取得された事業用地の購入価格、または、鑑定評価額のいずれか低い額に、事業用地の造成に要した費用の額を加算して、その合計額の30%かつ2億円を限度として交付するもので、本市の補助金は、民間の土地を取得した場合でも対

象となることが特徴となっております。

この補助金の交付までの流れといたしましては、工場等の操業開始日を基準として、その日から6カ月を経過した後に申請を受け付け、その後、担当部署の審査を経て、補助金の交付となります。

そのため、工場等の操業開始日によって補助金額の確定時期が異なりますので、予算の確保につきましては、当初予算で計上することが難しい場合は、補正予算で対応することとしております。

次に、今後の企業誘致をするための用地についてのお尋ねでございますが、御案内のとおり、現在、市内において、企業誘致のための大規模な用地といたしましては、大和ハウス工業が分譲しておられる約13万平方メートルの防府テクノタウンがございます。

本市におきましては、平成26年9月25日に大和ハウス工業と締結いたしました、「日本たばこ産業防府工場跡地への新たな工業団地造成に関する協力協定」に基づき、進出を希望される企業の情報を共有し、積極的な企業訪問等による用地情報の発信などの誘致活動を行っているところでありまして、今後も大和ハウス工業株式会社や山口県などの関係機関と引き続き連携して、早期の完売を目指してまいりたいと存じます。

また、その他の売却希望の用地といたしましては、浜方の個人所有地の約3万平方メートル、江泊の企業未利用地の約4万8,000平方メートル、そして、新田の築地地区の県有地4区画、約2万2,000平方メートルがございます。

さらに、活用を検討をしておられる企業未利用地も数カ所ございますが、これらの用地につきましては、県企業立地推進課と協力しながら、用地情報の発信や企業動向の情報収集に努めて、企業誘致を推進してまいります。

次に、都市計画マスタープラン見直しに企業誘致のための項目がどのように盛り込まれるのかということのお尋ねでしたが、都市計画マスタープランは、本市の実現すべき将来都市像を具体的に示し、土地利用の規制・誘導の方策や各種都市施設整備事業など、都市計画に関する方策や事業を決定、変更する際の指針となるものでございます。

現在は、平成29年度末の都市計画マスタープラン更新に向けて、見直しの作業を行っているところでございまして、具体的に申し上げますと、本年7月以降に基本的事項の整理、基礎的データの収集、現状及び将来見通しに関する分析、そして、地域特性・現況の整理の検討作業を行い、それを踏まえて、11月以降にアンケート調査を実施しておりますので、現段階において具体的な素案をお示しすることはできません。

しかし、御提案につきましては、今後の都市計画マスタープラン更新委員会等の協議を踏まえ、土地利用の産業・業務地の形成に関する方針を定める中で、面的な基盤整備の導

入を考慮しながら、産業業務地の拡大候補地を示す方向で策定してまいりたいと存じます。
以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 15番、吉村議員。

○15番（吉村 弘之君） ありがとうございます。工場用地取得補助金については、企業がどれだけ張りつくかによって時期もいろいろ違うと思いますので、補正予算なりで対応していただけるということで、この工場用地取得補助金というのは、防府市独自の、民間企業者でも使える、いわゆる購入費プラス造成費まで見てもらえるということの中で、30%、2億円が限度ということであります。これについては、かなりの業者の方がそういう制度があるのかということで、私自身もお答えしておるところでございます。選挙期間中に、全部買いたいんだという人もいらっしゃるしまして、そんなに買えるのかと、冗談で言ってるのかとわからないぐらい、そういうお問い合わせが多かったというのを覚えております。

あと、今後の企業誘致するための用地が、先ほど答弁にありましたように、江泊のほうと浜方、それと、築地に県有地、港湾のところには港湾用地のところでも余っている土地がありまして、今、野島のフェリー——フェリーというか、連絡定期船が着いてるところに若干ちょっとばらばらとあるわけなんですけども、そういうところについては、すぐ使えるかどうかというのは、また相手があることですのであれなんですけども、もし防府テクノタウンが完売となれば、早急に、先ほどは市長の答弁ありましたように、都市計画マスタープランの中で、工場とか倉庫とか業務地に適してる土地を、ここが候補じゃないかと、いわゆる農業振興地域の中の農用地ということではだめだと思いうんですけども、いわゆる白地的な、ここなら大規模にいけるとかいうのを以前も示されていたと思いうんですけども、もう少し市民とか議員の方たちにわかりやすいように、この地域はもし都市計画の利用の規制緩和をしたり見直しをすれば、ここについては、そういう工場を立地できるような用途指定ができるんじゃないかという候補地を明確にわかりやすく、まあ、あんまりわかりやすくやり過ぎるといけないとは思いうんですけども、そういう用地が防府市にあるんだということをお示ししていただきたいと思います。

というのが、私も県の企業立地推進室にはよく行きまして、防府には土地がないんだということをおっしゃいます。いや、そんなことはないよということ言うんですけども、やはり具体的な資料があんまり企業立地推進室のほうに置いてないというのが現状であります。確かに防府の企業立地のパンフレットをつくってあるんですけども、山口県全体の中では余り盛り込まれてないのと、もし来られるんだったら、こんな考えを持ってるんだよというわかりやすい資料をぜひつくっていただきたいと思います。

最後になりますけども、再質問いたしませんけども、そういう防府は山口県内でも一番広い平野を持ってあって、港湾もあり、バイオマス発電もあって、これから港湾の浚渫も行われるということでございます。このように、山口県の中でも一番適している土地を、平野を持っている防府市でありますので、今後もPRに一生懸命頑張っていたいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、15番、吉村議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、7番、田中健次議員。

〔7番 田中 健次君 登壇〕

○7番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。風邪を引いておりますので、ちょっとお聞き苦しいところがあるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

質問の第1は、公契約条例についてであります。

防府市も公契約条例を制定すべきではないかという点について、市執行部のお考えを伺いたいと思います。

公契約条例とは、自治体が民間企業と結ぶ建設工事・業務委託・指定管理などの契約、すなわち公契約において労働者の適正な賃金の確保等を目的とする条例であります。

2009年、平成21年9月に千葉県野田市で制定されたのが初めてであります。その直後の2009年（平成21年）12月議会で青木明夫議員と私が、防府市でも制定すべきではないかと一般質問で市執行部の考えを正しております。

それ以降も、2010年（平成22年）6月議会で山本議員、2012年（平成24年）3月議会で再び青木議員、2014年（平成26年）3月議会で松村議員、2014年（平成26年）12月議会で再び山本議員と、これまでに本議会で6回取り上げられ、このたびの私の一般質問が7回目ということになります。

これまでの市執行部の御答弁は、「国や県、あるいは他の自治体の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたい」という消極的なものでありました。しかし、全国的には条例化が進み、川崎市、多摩市、相模原市など12市、3特別区の15自治体が賃金条項なる条例を制定し、また賃金条項はありませんが、理念型と言われる条例は山形県、江戸川区、前橋市など、5県4市2特別区の11自治体で制定されております。このほか、要綱・指針・ガイドラインなどが5市6特別区の11自治体で制定されており、また現在パブリックコメントにかけられている条例案や公契約に関する検討報告書も、インターネットを検

索すれば見つけることができ、先ほどの数を上回っているのが現状だと思います。

こうして見ると、各自治体が公契約条例の意義を認め、検討段階から具体的に条例化を進めている段階に一步進んだとの印象を持ちます。この公契約条例は、労働者の適正な労働条件等を確保することにとどまらないで、工事や公共サービスの資質の確保となること、さらに、地域経済や地域社会の活性化に寄与するとの認識が広がってきたことが、条例が広がる要因と思われます。

防府市でも先進市の状況を調査したり、市内の公契約をめぐる実情を把握するための調査など、条例制定のための具体的な検討を進め、条例を制定することが必要と考えます。市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） 公契約条例についての御質問にお答えいたします。

国や地方自治体が発注する公共工事や業務委託に従事する者の適正な労働条件等を確保することを目的とした公契約条例の制定については、これまでも一般質問で何名かの議員からお尋ねがあり、平成26年12月議会においてもお尋ねをいただいております。

これまでも答弁してまいりましたように、労働条件の向上及び労働環境の整備につながる考え方について注目しております。

議員御案内のありましたように、最低賃金の定めを持つ条例の制定や、賃金条項の定めのない条例の制定のほかに、条例によらず総合評価制度の評価項目としている自治体もあり、各自治体においてもさまざまな検討が進められている状況でございます。

本市といたしましても、公契約条例の制定については、引き続き国や県、あるいは他の自治体の動向を注視しながら、調査・研究してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、田中議員。

○7番（田中 健次君） 今の御答弁ということになりますと、これまでの答弁の域を出ないということになりますが、少し私なりの思い、少し突っ込んだ見解を申し上げたいと思います。

1つは、過去の答弁では、最賃法との関係だとか労働基準法との関係で、この条例の制定そのものについて疑義があるというような御答弁がございました。これについては、先ほど言われました平成26年12月、私の前の最後の一般質問ですが、それで山本議員も反論されておりますが、平成21年3月6日付の麻生太郎総理大臣の答弁書、これは国会

議員に対する質問趣意書であります。この中でそういったものをつくることについて問題がないというようなものが既に出されております。

そういう形の中で、例えば多摩市の、もう一度それを読みましようかね。「条例において地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者は、最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないこととするとは、同法上問題となるものではない」と。

これは、最低賃金法のことではありますが、そういう形で最低賃金法との関係は問題ないという内閣総理大臣の、国のまず見解が示されているということ、まず申し上げたいと思います。

それを受けて、例えば多摩市の公契約条例制度の背景と経緯の中でも、この答弁書を引用して、公契約条例制定についての法的問題はないことが公式に確認されたと、こういう形で他市でも認識をされておるわけでありまして。このことをまず第一に指摘しておきたいと思っております。

それから、2つ目ですが、条例の目的ということに多くの市が地域経済の活性化ということ、掲げております。最初の野田市では、それに関連する言葉でいくと、「豊かで安心して暮らすことのできる地域社会」というような言い方しかしてありませんが、2番目に制定した川崎市では、「地域経済の健全な発展を図り」、あるいは多摩市は「地域経済及び地域社会の活性化」、厚木市は「地域経済の健全な発展に寄与」、これ福岡県の直方市ですが、「地域経済及び地域社会の活性化」、最近の条例はむしろ「地域経済及び地域社会の活性化」ということが、この条例によって達成できるというふうに第1条の目的の中に入れております。

どうしてかという、そこで働く人の賃金を保障するということになるわけですから、その分が税収にも回るし、それから地域の消費にも回るという形でありますから、最近つくっている自治体は、みんなこれが地域経済の活性化になるんだというふうに言っておるわけでありまして。

それから、条例のつくり方についても変わってきております。規制の方法でありますけれども、野田市の条例は、当初は条文によって直接規制を義務づけたわけですが、川崎市以降の条例では、多くが市と労働者の契約を根拠に生ずる義務として、契約上の義務として賃金を正しく払うと。最低賃金、あるいは市が定めた賃金の上の水準を払うということ、を義務づけるわけでありまして。

これは、今後例えば市が庁舎をつくるとなれば、かなり大きな工事でありまして、例えば大手のゼネコンが入ってくるということになれば、防府市の地元企業が下請け、孫請

けで入る形になりますが、そのときにこういった公契約条例がつくってあれば、そこで働く賃金は抑えられなくて、きちっとした水準を維持すると。それで、その上にまた地元企業の儲けを確保しなければなりませんから、一定のそういう条例の歯どめによって、下請け、孫請けいじめが抑制できると。これは大変大きな問題だと思います。ぜひそういったこともありますので、考えていただきたいと思います。

そういうことで、4番目に新たな動きとして、議会の動きというものも出てきております。

例えば、高知市では、当初は先ほど言った賃金条項、幾らにするというような賃金条項の定めのない、いわゆる理念型の条例も出てきておるわけではありますが、高知市は理念型の条例をつくっておりましたが、これを議員提案で超党派の議員が平成26年9月に改正をして、賃金条項の定めのある条例に変えているということがあります。

それから、例えば広島県の庄原市でありますけれども、庄原市では議会の総務財政常任委員会、ここで所管事務調査という形でありましようが、研究をされて、「公契約条例が地域経済の活性化を図ることが本旨である」、こういうような報告書をまとめられました。

そして、それに基づいて議会として決議をします。公契約条例の制定を求める決議。市の執行部においては、公契約条例について審議するような審議会、検討委員会ですね、そういうものをつくるという予算をつけて審議を検討しなさいと、これが広島県の庄原市で、平成15年3月にそういった意見書が出ております。

それから、県段階、これは全て残念ながら賃金条項がありませんが、先ほど山形県、長野県、それからあと奈良県、岐阜県、岩手県というふうに5つありますが、インターネットで見ますとさらに愛知県もどうも加わっておるようであります。そういう形で、県段階でも進んできておるといのが多くあるわけです。

県段階で進めば、それはその県の傘下の市の段階でも進んでいくということになるわけでありまして、ぜひ、ぼうっとしてるということではなくて、かなりこの問題について積極的に取り組まざるを得ないような周りの状況だということだけ申し上げて、今後の積極的な検討を促したいと思います。

それで、1点だけ再質問させていただきますが、防府市の場合には、これまで先ほどちょっと答弁の中でもありましたが、入札の制度だとか、そういうことの中で改革がむしろ図られてきたんだろうと思います。

それで、例えば工事契約については、最低制限価格制度というようなものがありますが、業務委託については、今、最低制限価格制度というものが導入されておりません。ところが、全国的にはわずかではありますが、業務委託についても最低制限価格を導入する自治体

が増えてきております。

これは同じような問題意識で、やはりきちっとしたその事業者の働く人、それからそういうものを確保するという意味だと思うんですが、業務委託の最低制限価格制度の導入についてどうのお考えなのか、この点について御答弁願いたいと思います。

○議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） それではお答えいたします。

工事に伴う業務委託につきまして、平成24年9月議会でも一般質問がございまして、御答弁申し上げておりますが、山口県では平成21年度から1,000万円以上の調査・設計等業務委託に低入札価格調査制度を導入されております。平成27年度からは、対象700万円以上とする改正をされてきました。

この制度では、基本的判断、事項別判断を基準とした調査が行われていますが、客観的判断が可能となるいわゆる数値的判断基準の適用に至っておりません。しかし、建設工事にかかわる業務委託の低入札価格での防止のため、県の低入札価格調査制度及び県内他市で実施されております最低制限価格制度を参考に、制度の導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、田中議員。

○7番（田中 健次君） 県だとかがそういうことを始めたということで、防府市も前向きに取り組むということであれば、ぜひしっかりそれに取り組んでいただきたいと思えます。

私手元に持っております資料は、相模原市業務委託最低制限価格取扱要綱というようなものが、これ多分ホームページからも、私は雑誌の紹介記事ですけれども、こういった形で予定価格というものをやって、それを見積書への費用の記載などをするという示されております。

そのときに、国土交通省の建築保全業務積算基準の例によると、こういったものによって予定価格の積算体系というものを確立するというふうになっております。この辺のところもぜひ参考にさせていただければと思います。

この項の質問は以上で終わり、次の質問に入りたいと思います。

質問の第2は、都市計画道路についてであります。

都市計画道路は、市民の日常生活と都市機能に重要な役割を果たし、都市交通の基幹的施設と位置づけられて、防府市では1942年（昭和17年）に13路線が決定し、以後1958年（昭和33年）の道路網全面見直しで17路線に、1982年（昭和57年）

の道路網全面見直しで38路線となり、その後の追加により現在では44路線が決定されておりました。

しかし、一部は整備済みですが、全体として整備が進んでおらず、また都市計画道路の区域内の住民からは、道路の必要性への疑問、事業が進まない中での権利制限に対する不満の声も聞かれます。

さらに、都市計画決定をしたときとの社会情勢の変化もあります。こうしたことを総合的に考えると、都市計画道路の見直しが大きな課題であり、4年前の2012年（平成24年）9月議会一般質問で、都市計画道路の見直しを求めました。

当時は、見直しの検討中という状況でしたが、その後2014年（平成26年）2月に見直しに着手するとの説明が議会にあり、昨年2015年（平成27年）8月に、市執行部から防府市都市計画道路の見直し方針案についての説明が議会に対してなされました。

これによりますと、新橋宮市線、今宿敷山線、柳原四辻線の全線と大林寺伊佐江線の西側部分を廃止し、他は存続させるという見直し方針であります。

そこで、まず1つ目に、都市計画道路の見直しがされ、現在の整備状況についてどうなっているのかお尋ねをいたします。また、現在事業に着手している路線はどこであるのか、この場でお尋ねをいたします。

2つ目に、市執行部として次に事業着手が必要と考えている路線はどこかについてお尋ねをしたいと思います。

質問の3つ目として、松崎植松線の西側部分と環状一号線の佐波地域側部分について、どのような整備方針を現在持っておられるのか、市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 都市計画道路についての御質問にお答えいたします。

1点目の都市計画道路の整備状況についてでございますが、平成28年3月末現在、本市の都市計画道路の路線数は44路線、総延長は約125キロメートルでございます。

そのうち、全線改良済みの路線数は22路線、また一部改良済みの路線は17路線となっており、改良済み延長は約66キロメートルで、整備率は約53％でございます。

また、現在事業に着手しております路線は、国の事業として富海地区の国道2号拡幅工事、県の事業として牟礼地区の環状一号線及びJR防府駅てんじんぐち北側の旧国道2号交差点から北に延びる戎町迫戸線がございます。また、市が行っております事業は、牟礼地区の松崎牟礼線でございます。

続きまして、2点目の次に事業着手が必要と考えている路線についてでございますが、市として次に着手しなければならないと考えております路線は、現在市が整備しております牟礼地区の松崎牟礼線の延伸でございます。

これは、市民の皆様の日々の安心・安全な通行の確保はもちろんのこと、旧国道2号の渋滞緩和及び牟礼方面から防府天満宮や毛利邸など、観光地へのアクセスの向上を図るために、早期の完成を目指しているものでございます。

最後に、3点目の松崎植松線の西側部分及び環状一号線の佐波地域側部分の整備方針についてでございますが、まず松崎植松線の華城地域における未整備区間の整備につきましては、市といたしましても優先的な整備が必要な路線と考えておりますが、一昨日の藤村議員の御質問にお答えいたしましたとおり、残りの約1,100メートルの区間には家屋が密集しておりますことから、事業の完了までには相当の期間を要するものと想定いたしております。したがって、まずは華城小学校までの約400メートルの区間の整備につきまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、佐波地域における環状一号線の整備についてでございますが、この計画につきましては、他の都市計画道路の整備の進捗状況を勘案いたしますと、早期の着手は難しい状況でありまして、整備につきましては、山口県と相談しながら研究してまいりたいと考えております。

主要幹線であります環状一号線の整備につきましては、今後も引き続き、他の路線も含め、山口県に対して要望を行うなど、早期整備に向けて鋭意努力してまいりたいと存じますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、田中議員。

○7番（田中 健次君） 都市計画道路の見直し方針というものが示されたわけですので、27年8月に議会に説明がありましたので、当然その見直しがされていると思いましたが、先ほど聞きました全路線数が44路線、総延長125キロメートルというのは、私が4年前に24年9月議会で聞いたときの路線数と総延長と同じということになりますので、昨年8月に、先ほどここで申し上げましたが、新橋宮市線、今宿牟礼線、柳原四辻線、この4線は全線廃止する。大林寺伊佐江線の西側部分は廃止するという形の方針については、まだ決定をしてないということになるのかもしれませんが、これはいつ決定するんでしょうか。

もう1年以上たっておるわけですから、当然決定したのかと私は思っておりましたが、それによって整備率が多少変わってくるのかというふうに考えておりましたが、この辺に

ついてはどうかでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 質問にお答えします。

ただいま御指摘の4路線の廃止はいつ、どうなのかという御質問ですが、まだ廃止はしていません。廃止の手続には説明会、あるいは公聴会、都市計画審議会等、都市計画法に基づいて手続が必要となってまいります。

今後、都市計画マスタープランの見直しということで、各地域に説明をしてまいります。その中で、この廃止路線についても説明をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、田中議員。

○7番（田中 健次君） はい、わかりました。そういう機会を使ってということになりますから、それで結構だと思います。

それから、次に事業着手ということで示されましたので、それはそれで結構だと思います。ただ、もう少し松崎牟礼線、今取りかかっているものについて、これの延伸が必要だということだけではなくて、やはりもう少し前向きに、その次にはここをやっぱりやりたいというようなことを、もうちょっと明確にぜひ言っていただきたいなというふうに思いました。

優先順位と申しますか、現在着手していないものに変な期待を持たせるということになるのかもしれませんが、やはり市民とすれば、都市計画道路というものがなかなか動かないということについてありますので、ぜひその辺についてお示し願いたいと思います。

それで、これは毎年国、県への要望書が出されますけれども、その中で都市計画道路について、県施工、あるいは市が施工するものという形で、国、県への要望書の中で、都市計画道路についても触れられます。平成29年度のものについては出されまして、先ほどの松崎牟礼線ほか、現在取りかかっている、あと国道2号などについて、記載しております。

それで、先ほどの私の質問の3項目めの、例えば松崎植松線の華城側について、これは優先しなければならない道路と考えていると。今の混雑の状況だとか、そういうものということになっておりますが、そういうふうに優先しなければならないというふうに考えておるとことは、これは来年の秋ごろにしかできないのかもしれませんが、国、県への要望書に、例えばこの松崎植松線の華城側というのが要望に入るというふうに考えていいわけでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 質問にお答えいたします。

来年度の国、県要望に今現在の段階ではまだ入っておりませんので、要望に入れるという事で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 7番、田中議員。

○7番（田中 健次君） はい、わかりました。ぜひそういう形でお願いしたいと思いません。

それと、この家屋が密集しておるので、当面400メートルという話がありますが、実は私、それで問題が解決するのかなという感じを持っております。当面それで小学校の前を通らなくて済むのかもしれませんが、華城小学校の。そして、華城小学校の横のあたりを北へ行って、旧国道に、旧2号線につなげるという形になるのかもしれませんが、そうしたらそうしたで、旧2号線から入ってくる道路が、車がまた増えやせんかと、小学校の横をですね。そんなことも気になるわけでありまして。

それで、やはり全体的な戦略といいますか、それをもって都市計画道路というのはつくっていかねばならないんだと思えます。

それで、これは提案ということでありまして、そういうレベルで聞いていただくしかないと思えますが、私も華城のその周辺の方の御意見を聞いたわけではありませんが、今の計画でいくと確かに密集しておりますが、もう少しコースを変更して南のほうに少し曲がれば、この道路は青果市場のほうまで、余り、住宅の密集地を避ける形で行くことも可能だろうと思うんですよね。

だから、社会情勢によって見直すということは、都市計画道路を見直すということは、そういうふうに住宅が新たにできてしまえば、そういうコースそのものを見直すと、存続か廃止かの二元論じゃなくて、コースそのものを見直して、そしてやはり青果市場のほうまで道路を完成するような方向を探ることが私はないと、これはやはり東西の道路ですから、途中でとまってどこかでほかのバイパスの北とか南に逃げるようにすれば、やはりそこで新たな混雑が発生するのは、現在の状況と同じわけですから、やはりそういった視点で考えていただくことが、今後必要じゃないかというふうに、これ提案というのか、ぜひそういうこともあり得るんじゃないかということを検討いただきたいと思います。

それから、環状一号線の佐波地域側部分についても、新橋宮市線というのを廃止の方針ということでありまして。新橋宮市線の延長線上に、262号線を越えた延長線上に環状一号線の西側、あの佐波地域部分というものがあるわけで、新橋宮市線を廃止した以上、環状一号線のこの佐波地域側部分というものの必要性というものがどれだけあるのかということ、私はちょっと今、疑問に感じておるわけでありまして。

それよりも、この環状一号線については開出塚原線、これはわかりやすく言うと、旧看護学院、もう今、なくなって更地になっておりますが、旧看護学院のあたりから、右田側へ橋をかけると。橋をかけてそれでナフコのほうに行くというような路線が開出塚原線ですが、一部、環状一号線とダブりますが、これです。

これは、高速道路の東西、西のインターチェンジの出口から来るところですから、ここから真っすぐ南のほうに下がっていけば、中関のほうまで行けるというような道路でありますので、やはり環状一号線と例えば開出塚原線との関係を見直していただくとかいうこともやらないと、この前の見直しというのは本当の見直しと言えるのかなというような、私には見直しでありましたけれども、そういったこともぜひ今後考えていただきたいと思っております。

その開出地区では、平成23年11月に開出自治会と開出西自治会、開出自治会は佐波地区で、開出西自治会は華城地区ですけれども、この両自治会長の連盟で都市計画道路環状一号線の建設についての陳情ということで、つくるんなら早くつくってほしいと。つからないのであれば、代替道路をつくってほしいと、非常に地域内が細い道路で困っていると、こんなことも出ておりますが、都市計画道路の見直しが進まないのです、こういうことがあるわけです。

都市計画道路があれば、その横にある道路は拡幅なんかしませんよと、都市計画道路の計画がありますからと。じゃあ、その計画はいつつくるんだっていても、何十年も待たされるわけですよ、住民は。こんなことはたまりません。やはり住民にとってみれば。

やはり社会情勢に応じて都市計画道路も見直していただきたい、そのことを申し上げておきたいと思っております。

時間がなくなりましたので、最後の質問に移りたいと思っております。

質問の第3は、青少年科学館についてであります。

1つ目は、青少年科学館ソラールの位置づけについてであります。青少年科学館は、現在文化施設としての位置づけで、総合政策部文化・スポーツ課が所管しています。これを以前のように生涯学習施設として、教育委員会教育部生涯学習課の所管に戻すべきではないでしょうかということでもあります。

教育委員会からスポーツと文化事業を市長部局へ移す際に、生涯学習課が所管していた防府市公会堂と防府市地域交流センターアスピラートは、文化施設といってもおかしくない施設であります。青少年科学館ソラールは、年間を通してさまざまな科学教室を開催し、また少年少女発明クラブを所管しており、生涯学習施設ではないかというふうに私は思います。

当時、青少年科学館、公会堂、アスピラートと一緒に文化振興財団を指定管理者として運営しており、文化・スポーツ課に移す際に、3施設とも文化・スポーツ課の所管といたしました。青少年科学館だけは生涯学習課にそのまま残すべきではなかったかというふうに考えております。

以前のように生涯学習施設として教育委員会教育部生涯学習課の所管に戻すべきではないでしょうか。この点について、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目は、青少年科学館の施設を整備拡充することについてであります。

青少年科学館は、ことし2月7日に通算入館者が90万人を達成し、100万人達成もこの一、二年以内に実現すると思われれます。そうした形で市民の評価の高い施設、あるいは他市の方からの来場者も多いわけでありまして、そういった意味で評価の高い施設であります。当初から職員の方々がさまざまな準備をするバックヤードが手狭であるとのお話を、折に触れてお聞きをいたします。

また、科学館の性格上、どちらかといえば物理、科学に重点が置かれ、生物、地学等の準備スペースが十分ではないとのお話もお聞きをいたしたりいたします。

青少年科学館は、1998年（平成10年）4月29日に開館し、2018年（平成30年）には20周年を迎えることとなります。施設の整備、拡充を検討すべき時期に来ていると思いますが、この点について市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、青少年科学館の所管を文化・スポーツ課から生涯学習課に戻すべきではないかとのお尋ねでございましたが、青少年科学館は防府市教育振興基本計画において、科学教育普及活動の拠点として、生涯学習施設に位置づけられているところでございます。

その理由の1つとしては、科学館が博物館法の適用を受ける教育委員会所管の施設であることが挙げられます。

一方で、科学館は創造性豊かな青少年の育成を設立の目的としておりまして、文化施設として本市の文化・芸術の振興の一翼を担っているものと考えております。

このため、平成26年度の組織機構の再編におきまして、これまで教育委員会で担ってきた文化関係業務及びスポーツ関係業務を、教育の観点だけでなく、市全体の施策として位置づけるため、市長部局へ移管する際にあわせて、科学館について教育委員会事務の補助執行という形で、市長部局において所管することとしたものでございます。

このようなことから、現在市長部局の文化・スポーツ課に所管させているところでござ

いますし、移管して間もないこともございますので、いろいろなお気づきをいただいておりますが、その点もしっかり踏まえながら、今後努力してまいりたいと存じます。

次に、生物、地学等の準備室等が十分でなく、施設の整備拡充を検討すべきではないかとお尋ねでしたが、科学館では生物観察や自然観察といった生物や地学に関する企画展や特別教室を、そのノウハウを有する指定管理者において開催しておりまして、毎回多くの来館者の方から御好評を頂戴しております。

議員御指摘のように、展示室や準備室等の余裕がなくなって、手狭であるとの声もお聞きしておりますので、まずは施設の運用方法を見直しつつ、科学館のさらなるバージョンアップに向けて指定管理者と協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、田中議員。

○7番（田中 健次君） 時間もありませんので、簡単にだけ申し上げますが、市長が今、答弁書で言われたように、教育振興基本計画の中に科学館が記載があるわけですね。それは、言われたように博物館法に基づくそういった生涯学習施設だからということでありまして、そういった矛盾点が一つは出てくるわけでありまして。

そういった点でいけば、やはりここは指定管理者、3施設してありましたから、そのときの流れで、みんな文化・スポーツ課にしたわけでありましてけれども、これはある意味じゃ指定管理が切れるときに、これはぜひ見直す課題ではないかというふうに、ひとつ問題提起をさせていただきたいと思っております。

当時の議会は、議会の教育厚生委員会は、これが移転、移るというふうに思っておりませんでした。思っておりませんので、青少年科学館を所管事務の項目に入れておりました、3月議会で、26年の。4月になって所管事務調査をやろうかという話になったら、「いや、あれは変わってます、所管が」、こういうふうになって、当時の委員はだまし討ちに遭ったという感じを私自身もひっくり返して、持っているわけでありまして。

それから、青少年科学館の設備については、ぜひ20周年に向けて充実するように要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、7番、田中議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（松村 学君） 少し早いようですが、休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行します。

次は、19番、安村議員。

〔19番 安村 政治君 登壇〕

○19番（安村 政治君） 「自由民主党清流会」の安村でございます。通告の順に従いまして質問をいたします。

公共事業の市内業者の受注確保について質問いたします。

我が国の経済は、自由民主党の安倍政権が推し進めるアベノミクスにより、防府市の法人市民税は毎年伸び続け、平成27年度決算では、企業業績の回復などにより法人市民税が8.2%増になるなど、景気の拡大は継続していると言われております。

しかしながら、その恩恵は地域別・業種別に見れば、その格差は拡大しており、特に建設業界は、長年続く国及び地方の公共事業予算の大幅な削減により、極めて厳しい経営環境に置かれております。

本年7月には、市内の鉄骨工事会社が負債総額22億円を抱え、倒産しました。バブル期には、約170億円台の売上高を計上したこともあったようですが、その後は、バブル崩壊、建築需要の低迷から業績を悪化させ、平成11年5月に負債総額192億円を抱え、会社更生法の適用を申請しておりました。しかし、その後は、競争激化で不採算工事の増加、外注費の高騰もあり、赤字が続き、債務超過になり、資金繰りが悪化したとのことです。

市内業者の知人は、会うたびに受注価格の低迷と厳しい経営状況を口にするようになっていました。その中でも、市の入札制度に対しても、優良な技術者を雇い、工事の予定価格を自社で積算しても、最後はくじ引きのような方法で決まってしまう、「企業努力をしても意味がない」と不満を口にするようになりました。そして、「仕事が少ないから、売り上げを確保するために、安くても仕事をとるようになる」と語っておりました。

仕事がなくなれば、事務所経費は100%赤字。安くても仕事があれば少ない赤字で済む。倒産までの時間が稼げる。公共工事を受注した場合は、前払い金を運転資金に回し、自転車操業となっている業者は年々増加しております。市内の業者は、公共工事の減少を民間住宅建設の伸びによる造成工事などでしのいでいる状況です。

市内銀行関係者によりますと、民間マンションやアパートの融資申し込み件数が山口県内でも群を抜いて多く、月数十件となることもあるようです。この民間住宅着工バブルは長く続くものではありません。日銀のマイナス金利政策が終了すると、建設関係で数々の倒産が出る可能性があります。

また、最近、下請として市外の業者が安い金額で受注し、それに伴う品質低下が危惧さ

れているとの意見が聞かれます。

つきましては、公共工事量も大幅に減少している現在においては、市内業者への優先的に発注されるべきだと思います。

そこで質問をいたします。

1つ目、本市発注の公共工事の過去5年間の部門別の契約金額は幾らか。

2つ目、そのうち市内業者の部門別の契約金額と割合は幾らか。

3つ目、下請に入っている市内業者の部門別の契約金額と割合は幾らか。

4点目、本市における市内業者の受注確保をどのように行っているか。

以上のことについてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 19番、安村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

私からは、4点目の本市における市内業者の受注確保をどのように行っているかという最後の御質問、一番大きいところだろうと思いますが、このことについてお答えをさせていただきます。

市内業者の受注機会の確保といたしましては、公共工事の発注においては、市内業者を優先に選定しております。市内業者では対象工事の施工が難しい場合、市内業者の対象者数が少なく競争性が確保できない場合、または、市内業者で入札を実施しても入札不調等になった場合には、本店の所在地は市外ではありますが、市内に営業所等を有する業者、準市内業者を選定し、その次に市外業者を選定しているわけであります。

下請につきましては、入札時の設計図書に極力市内業者を活用していただくよう記載し、工事請負業者に対しましては、契約締結後、速やかに下請負に付する場合につきましては、極力市内業者を使用するよう要請するとともに、下請負人届の提出時に、下請負人が市外業者の場合は、妥当な理由があるのか協議も行い、市内業者の下請負の活用をお願いをしておるところでございます。

また、総合評価方式によります入札の場合におきましては、市内下請業者の活用の割合に対して段階的な加点をしていくことで、公共工事において市内下請業者の活用が進むように努めているところでございます。

残余の1、2、3の御質問につきましては、数字等々もたくさんあることとございますので、担当の入札検査室長から答弁いたさせます。

○議長（松村 学君） 続きの答弁をお願いします。入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） 残りの質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市発注の公共工事の過去5カ年の部門別の契約金額についてお答えいたします。住宅協会等分を除き、不落随意契約を含んだ防府市及び上下水道局発注の130万円以上の入札による建設工事の過去5カ年の部門別の契約金額を申し上げます。

なお、部門別の区分は、営繕系を建築課、おもてなし観光課、消防総務課。土木系を道路課、河川港湾課、都市計画課、農林漁港整備課。水道関係を上下水道局水道整備課。下水道関係を上下水道局下水道整備課発注の建設工事として、金額は1,000万円未満を四捨五入し、1,000万円単位で申し上げます。

平成23年度の営繕系の契約金額は6億7,000万円、土木系の契約金額は6億3,000万円、水道関係の契約金額は2億7,000万円、下水道関係の契約金額は13億5,000万円。

平成24年度の営繕系の契約金額は7億円、土木系の契約金額は9億6,000万円、水道関係の契約金額は4億4,000万円、下水道関係の契約金額は12億円です。

平成25年度の営繕系の契約金額は30億円、土木系の契約金額は6億6,000万円、水道関係の契約金額は3億9,000万円、下水道関係の契約金額は10億6,000万円。

平成26年度の営繕系の契約金額は6億2,000万円、土木系の契約金額は6億9,000万円、水道関係の契約金額は6億8,000万円、下水道関係の契約金額は11億2,000万円です。

平成27年度の営繕系の契約金額は29億9,000万円、土木系の契約金額は7億7,000万円、水道関係の契約金額は6億7,000万円、下水道関係の契約金額は10億2,000万円です。

2点目の過去5年間の本市発注の公共工事のうち、市内業者の部門別の契約金額と割合を申し上げます。

平成23年度の営繕系の契約金額は6億7,000万円、その割合は99%です。土木系の契約金額は6億1,000万円、その割合は97%です。水道関係の契約金額は2億7,000万円、その割合は99%です。下水道関係の契約金額は10億3,000万円、その割合は77%です。

平成24年度の営繕系の契約金額は4億円で、その割合は58%です。土木系の契約金額は9億4,000万円、その割合は97%です。水道関係の契約金額は4億4,000万円、その割合は100%です。下水道関係の契約金額は12億円で、その割合は99.8%です。

平成25年度の営繕系の契約金額は30億円で、その割合は100%です。土木系の契

約金額は6億6,000万円で、その割合は100%です。水道関係の契約金額は3億8,000万円で、その割合は98%です。下水道関係の契約金額は10億円で、その割合は95%です。

平成26年度の営繕系の契約金額は6億円で、その割合は98%です。土木系の契約金額は6億8,000万円で、その割合は99%です。水道関係の契約金額は6億2,000万円で、その割合は91%です。下水道関係の契約金額は9億6,000万円で、その割合は85%です。

平成27年度の営繕系の契約金額は29億5,000万円で、その割合は99%です。土木系の契約金額は7億2,000万円で、その割合は93%です。水道関係の契約金額は5億5,000万円で、その割合は83%です。下水道関係の契約金額は9億9,000万円で、その割合は97%です。

3点目の下請に入っている市内業者の部門別の契約金額と割合については、過去4年間の竣工した工事について申し上げます。

平成24年度の営繕系の契約金額は2億6,000万円で、その割合は61%です。土木系の契約金額は1億円で、その割合は43%です。水道関係の契約金額は8,000万円で、その割合は80%です。下水道関係の契約金額は2億4,000万円で、その割合は44%です。

平成25年度の営繕系の契約金額は5億4,000万円で、その割合は49%です。土木系の契約金額は7,000万円で、その割合は38%です。水道関係の契約金額は1億円で、その割合は88%です。下水道関係の契約金額は1億9,000万円で、その割合は47%です。

平成26年度の営繕系の契約金額は2億1,000万円で、その割合は63%です。土木系の契約金額は5,000万円で、その割合は40%です。水道関係の契約金額は1億6,000万円で、その割合は75%です。下水道関係の契約金額は2億7,000万円で、その割合は57%です。

平成27年度の営繕系の契約金額は4億7,000万円で、その割合は47%です。土木系の契約金額は7,000万円で、その割合は48%です。水道関係の契約金額は1億4,000万円で、その割合は93%です。下水道関係の契約金額は1億7,000万円で、その割合は32%です。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 19番、安村議員。

○19番（安村 政治君） 今お聞きしましたが、水道関係以外は市外業者へ発注高が

物すごく多いような状態と思います。このように、この工事代金が市内業者が受注できたら、消費の拡大、市の活性化、中小企業支援にもつながるのではないかと思います。

それから、市長がおっしゃられた、業者に対していろいろ市内業者を使うようにと、今後も働きかけていただけるよう要望いたしまして、この項は終わります。

次に、動物愛護について質問をいたします。

先月、市内の動物愛護団体が民間の駐車場を借り受けられて、飼い主のいなくなった動物の譲渡会を開催されていまして。あいにくその日は雨で、小さな犬や猫のためにスーパーハウスを借りられて実施されて、たくさんの方が譲渡会に来られました。

しかしながら、譲渡会には、当然、車で来られるわけで、民間駐車場で行っている関係で、参加者は駐車場料を払わなければならない、スーパーハウス借り上げ料もばかにはならないと言われていました。

その中でも、人気があるのは、生後まもない小さな犬・猫たちです。生後すぐにワクチン接種や不妊手術ができないため、ワクチン未接種、不妊手術未実施の表示を見られると、飼うのをちゅうちょされています。

また、私が住んでいる田島や向島、新築地、三田尻港には、野犬がたくさん住んでおります。向島では、女性がかまれたり、子どもが追いかけられたりという被害を聞き、心配しております。

そのような中、本市においては、昨年、犬または猫の不妊去勢手術について助成金が出るようになりましたが、まだまだ十分とは言えません。

動物愛護団体からの要望事項といたしまして、野良犬・野良猫をなくすことを目指した地域犬・猫推進条例を制定していただくか、人にも動物にも優しい防府市宣言などとともに、地域犬・猫を推進するための啓発活動をしていただく、不妊去勢手術とシェルター建設運営代の助成金交付を検討していただく、港近辺の地域を犬のモデル地区としていただく、小・中学校に動物愛護教育を推進していただくということを要望していくと言われていました。

そこで質問をいたします。

野犬の現状把握とその対策について。

2つ目、民間愛護団体が建設する保護施設（シェルター）に対する助成について。

3番目、民間愛護団体が動物愛護活動を行う場合の公共施設利用の減免について。

4番目、民間愛護団体との野犬対策における連携をどのように考えておられるか。

5番目、不妊去勢手術費用助成金はどのようになっているのか。

以上、お聞かせください。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の野犬の現状把握とその対策についてでございますが、本市におきましては、野犬対策を所管される山口県山口健康福祉センターと緊密に連携しながら、捕獲を基本として、その対策を図っているところでございます。現状につきましては、毎年150頭程度、本年度は10月末時点で95頭が捕獲されておりますが、依然として市内全体で約140頭の野犬が把握されております。

市といたしましては、野犬を増やさないために、飼い主が最期まで責任を持って育てることの啓発や野犬に対する無責任な餌やりを控えていただくお願いなどを行っており、さらに平成27年度からは、飼い犬への不妊去勢に係る費用の助成制度を開始いたしております。

2点目の民間愛護団体が建設する保護施設に対する助成についてでございますが、行政から民間への助成については、さまざまな角度からの検討が必要でございますし、何よりも市民の皆様様の御理解を得られなければ、なかなか実現は難しいのではないかと考えております。

3点目の民間愛護団体が動物愛護活動を行う場合の公共施設利用の減免についてでございますが、公共施設にはそれぞれ利用規定等があり、減免できる場合にはその条件を満たす必要がございます。各施設が個別に利用目的の内容を見て判断することになるかと思っております。

4点目の民間愛護団体との野犬対策における連携をどのように考えているのかでございますが、市民が安全にかつ安心して生活できる環境づくりを行っていくことが市の責務であり、その上で、大切な命を有する動物に関する問題は、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、県と一体となつての慎重な対応が必要でございます。民間愛護団体におかれては、行政とは別の視点から活動されていると考えますが、行政が野犬を捕獲した後の譲渡に関する事などのように、結果として連携が図られる部分もあろうかと考えております。

最後に、5点目の不妊去勢手術費用の助成制度はどのようになっているのかでございますが、本制度は、犬及び猫の飼育限度を超えた繁殖の防止を目的として、不妊去勢手術に対して助成するもので、平成27年度から開始いたしました。対象は、市民の方が市内で飼育する犬及び猫並びに市内に生息する飼い主のいない猫としており、1件当たり3,000円の助成で200件分の予算を計上いたしておりますが、本年度は既に10月末の時点で受付数が予算額に達しております。市内の獣医師さんからは、助成制度の開始以来、

不妊去勢手術の件数が増えたとのお声もいただいております。

動物愛護の観点から、望まれない繁殖を防ぎ、不幸な犬や猫を増やさないようにするという点で、一定の事業効果があらわれているものと認識しておりますので、これからも本制度を続けてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、動物愛護・野犬対策につきましては、今後も山口県山口健康福祉センターとの連携をより密にして取り組んでまいりますが、地域の一体的な御理解が得られないと進まない要素が多分にございますので、市民の皆様への啓発をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 19番、安村議員。

○19番（安村 政治君） 御答弁ありがとうございました。

実を言いますと、一昨日、市内のその動物愛護団体のシェルターへ、私は見学に行つてまいりました。その中へ保護された犬18匹、猫が8匹、一般家庭に預かってもらっている猫がまた8匹、猫は合計16匹とお聞きしました。その中に入ってみると、ほえついてくる犬もいれば、犬小屋の片隅で震えている犬、私にも尻尾を振ってくる犬、いろんな犬が保護されていました。

代表者の方に、どのように運営しているかということを知ると、サポーター会員からの寄附金や、愛犬家の方や支援者の方から餌をいただいたりして、ぎりぎりの運営をしているとのことでした。中でも一番お金がかかるのが予防接種や薬代と言われていました。ボランティアの方は80人から100人ぐらいいらっしゃると聞きましたが、週のほとんどをお手伝いできる方は10人程度だと言われていました。その10人の中でも、日中来て犬の散歩をされる方、猫の小屋の掃除をされる方、夕方来て犬の健康状況や餌やりをされる方、役割分担はきちんとされているように思われますけど、家庭との両立が難しく、「睡眠時間を削って何とかやっている状態です」と言われておりました。

とにかく、本市から犬・猫の殺処分を出さないようにと、その一心で活動されている愛護団体でございます。本市では1年以上殺処分ゼロ、2年間の間で800匹の犬・猫を里親に届けられたと聞き、驚きました。代表の方は、家財をなげうって、犬・猫が殺処分されないように頑張っておられます。日本中探しても、こんなすばらしい団体はないと思います。

そのような愛護団体に対して本市ができること、市役所の駐車場を譲渡会場として四、五時間無料で場所を提供したり、情報交換をして潮彩市場でイベントがある際に譲渡会を開いたらどうかとか、市広報などに譲渡会の日時とかを掲載するとか、お金のかからない

支援は幾らでもできると思います。そのことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、19番、安村議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月27日午前10時から開催いたします。

その間、常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午後1時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月15日

防府市議会議長 松村 学

防府市議会議員 久保 潤 爾

防府市議会議員 河村 孝